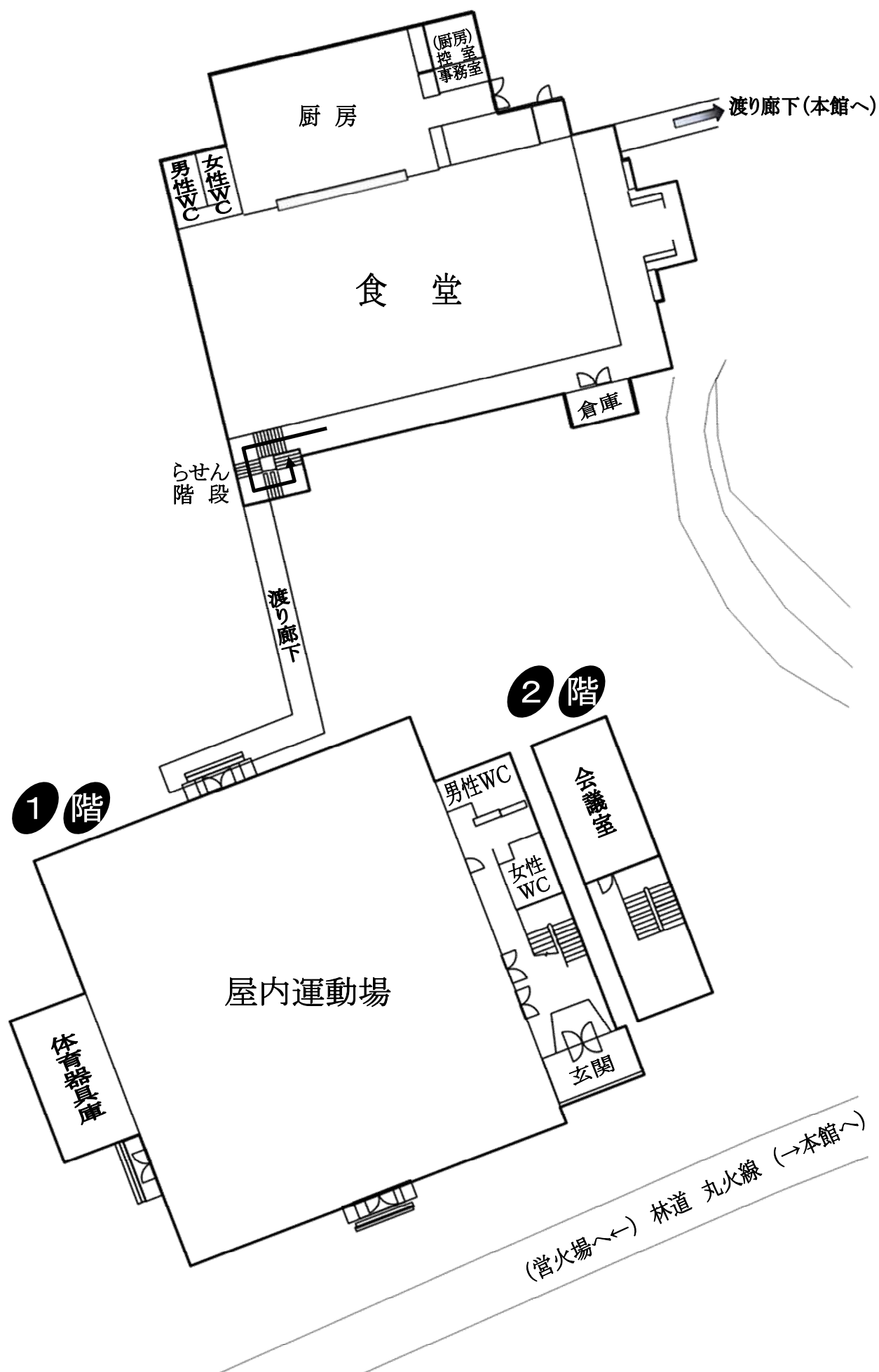
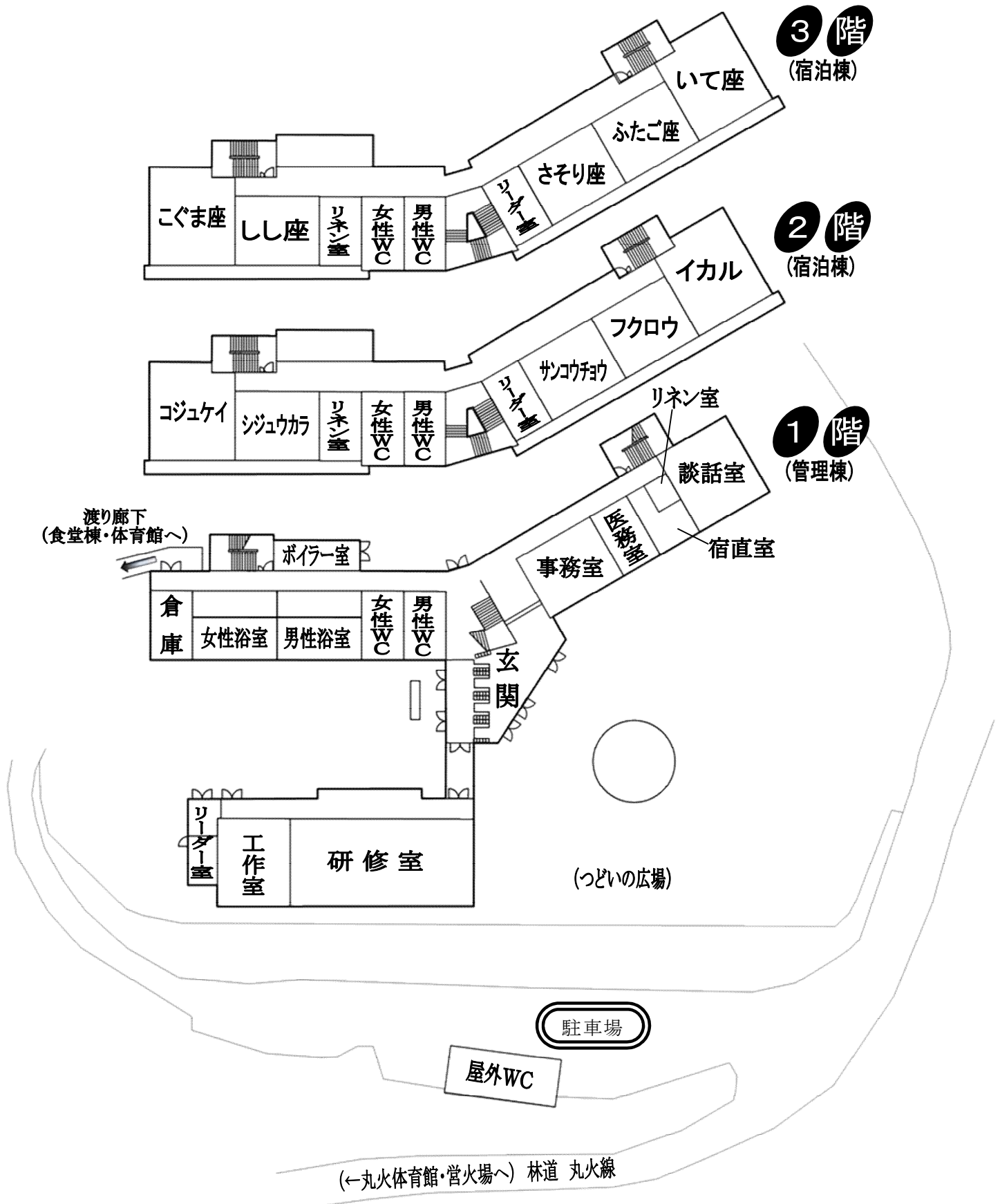


《少年自然の家》食堂棟、屋内運動場(丸火体育館)



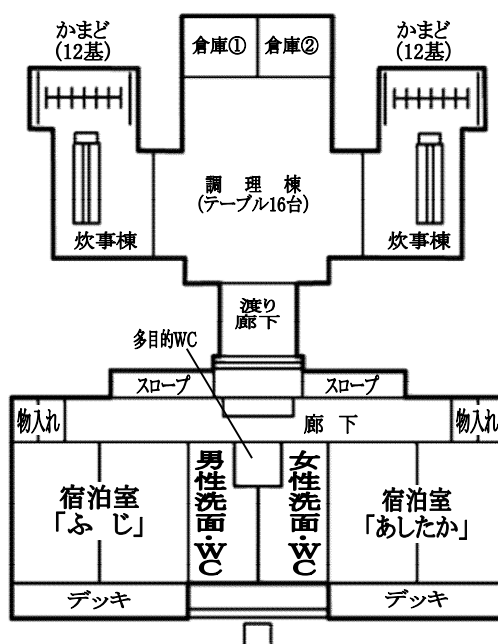
本館 (管理・宿泊棟)、研修棟



丸火自然館前
駐車場

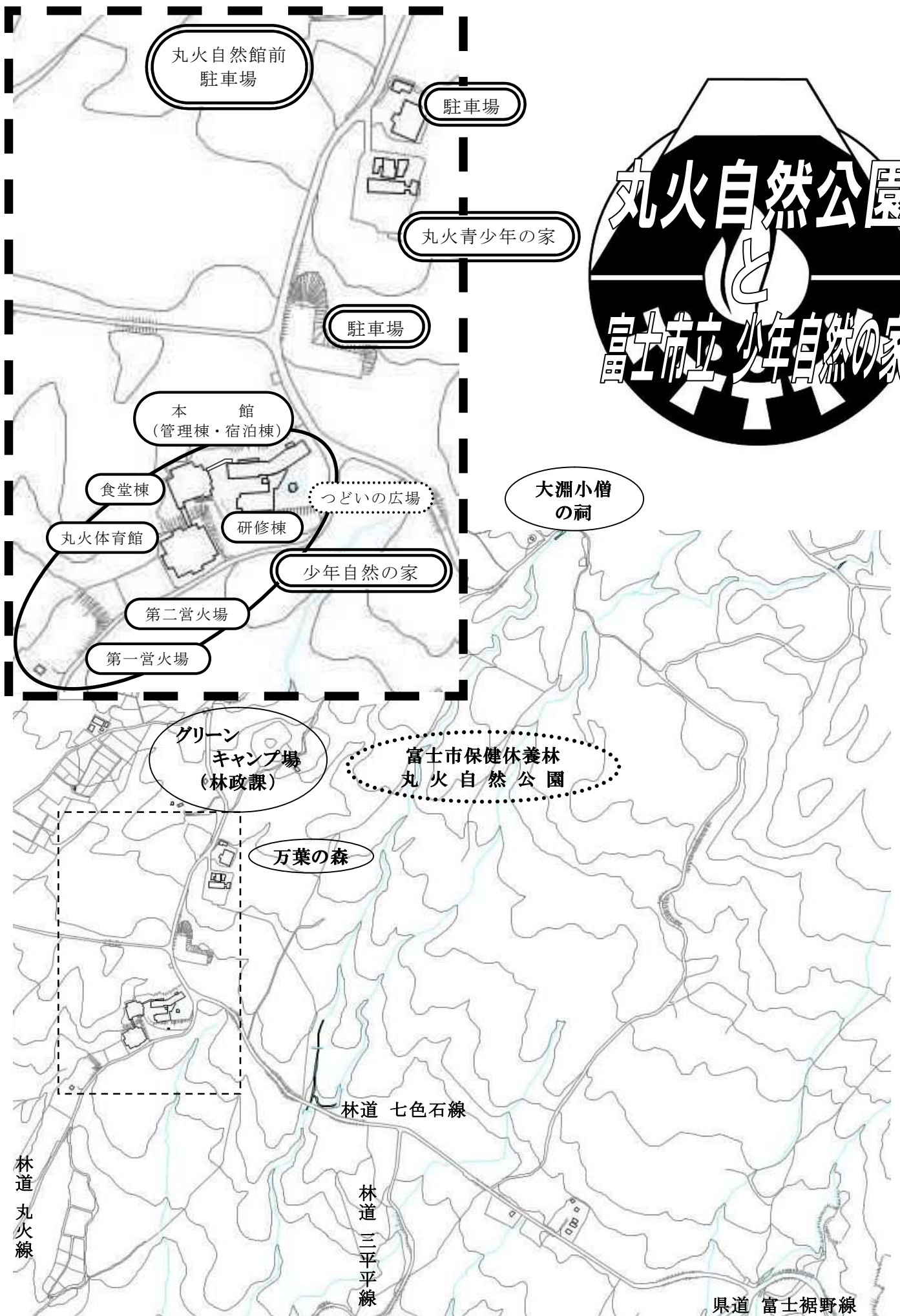
駐車場

丸火青少年の家



薪小屋

(広場)



種別	設 備 名	名 称	数	量 (単位)	部 位 ・ 仕 様	メ ー カ ー	型 式	製造	能 力		設 置 場 所		備 品 番 号 (富士市登録)	備 考	
									(単位)	施 設	階	設 置 場 所			
温水器	温水ボイラー	スーパーバコティンヒーター	1	基	真空式・ガス焚き	日本サモエナー	GTL-500BP	2013	581	kW	管理・宿泊棟	1階	ボイラー室	浴室給湯・宿泊室暖房兼用	
	温水ボイラー	バコティンヒーター	1	基	真空式・ガス焚き	日本サモエナー	EOL-100GP	2012	349	kW	食堂棟	1階	ボイラー室	厨房給湯用	
	ガス給湯器		1	台	LPガス瞬間湯沸かし器	パロマ	PH-5BVH	2013			管理・宿泊棟	1階	事務室		
	ガス給湯器		1	台	LPガス瞬間湯沸かし器	パロマ	PH-5BVH	2013			研修棟		リーダー室キッチン		
	電気給湯器		1	台		日本イトミック	BT-45N4B-BT1	2012			食堂棟		食堂		
給湯設備 (浴室給湯)	加熱循環ポンプ	ラインポンプ	1	台		荏原製作所	LPD型	2013			管理・宿泊棟	1階	ボイラー室	ボイラー←貯湯槽	
	貯湯槽		1	基		日本サモエナー	TS-V-20C	2013	2.0	m ³	管理・宿泊棟	1階	ボイラー室		
	給湯循環ポンプ	ラインポンプ	1	台		川本製作所	P-655-22		250-500	ℓ/min	管理・宿泊棟	1階	ボイラー室		
空気調和設備 (宿泊室等暖房)	暖房循環ポンプ	ラインポンプ	1	台		川本製作所	SS2-80-C3		0.4-0.8	m ³ /min	管理・宿泊棟	1階	ボイラー室		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RAF-15BP		1000	m ³ /h	研修棟	1階	研修室		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J61		17	m ³ /min	管理・宿泊棟	2階	(1)イカル		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J31		8.5	m ³ /min	管理・宿泊棟	2階	(2)フクロウ		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J31		8.5	m ³ /min	管理・宿泊棟	2階	(3)サンコウチョウ		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	1	台	温水熱交換	日立	RFS-40FF		53-58	W	管理・宿泊棟	2階	リーダー室		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J31		8.5	m ³ /min	管理・宿泊棟	2階	(4)シジュウカラ		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J61		17	m ³ /min	管理・宿泊棟	2階	(5)コジュケイ		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	1	台	温水熱交換	東芝	RFF-J61		17	m ³ /min	管理・宿泊棟	3階	(1)いて座		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	1	台	温水熱交換	東芝	RF-13U①		800	m ³ /h	管理・宿泊棟	3階	(1)いて座		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J31		8.5	m ³ /min	管理・宿泊棟	3階	(2)ふたご座		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J31		8.5	m ³ /min	管理・宿泊棟	3階	(3)さそり座		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	1	台	温水熱交換	東芝	RAF-BFU		550	m ³ /h	管理・宿泊棟	3階	リーダー室		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J31		8.5	m ³ /min	管理・宿泊棟	3階	(4)しし座		
	温風ヒーター	ファンコイルユニット	2	台	温水熱交換	東芝	RFF-J61		17	m ³ /min	管理・宿泊棟	3階	(5)こぐま座		
	(エア・コンディショナー)	パッケージ型 (室内機)	医務室系統	1	台		東芝	A1U-P561H	2004	60	W	管理・宿泊棟	1階	医務室	
		空気調和機 (室外機)		1	台		東芝	R0A-P561HS	2004	1.1	kW(圧)	管理・宿泊棟	1階	外部(東棟北側)	
		パッケージ型 (室内機)	リネン室系統	1	台		東芝	HAS-C252F3				管理・宿泊棟	1階	リネン室	
		空気調和機 (室外機)		1	台		東芝	HAS-A252DF2		750	W(圧)	管理・宿泊棟	1階	外部(東棟北側)	
パッケージ型 (室内機)		宿直室系統	1	台		東芝	HAS-C252F3				管理・宿泊棟	1階	宿直室		
空気調和機 (室外機)			1	台		東芝	HAS-A252DF2		750	W(圧)	管理・宿泊棟	1階	外部(東棟北側)		
パッケージ型 (室内機)		事務室系統	1	台		東芝	A1U-AP1125H		68	W	管理・宿泊棟	1階	事務室		
空気調和機 (室外機)			1	台		東芝	R0A-AP1125HS		1.7	kW(圧)	管理・宿泊棟	1階	外部(東棟北側)		
パッケージ型 (室内機)		談話室系統	1	台		東芝	A1U-AP1125H		68	W	管理・宿泊棟	1階	談話室		
空気調和機 (室外機)			1	台		東芝	R0A-AP1125HS		1.7	kW(圧)	管理・宿泊棟	1階	外部(東棟北側)		
パッケージ型 (室内機)		宿泊棟リーダー室系統	1	台		三菱	MSZ-GE2819-W	2019			管理・宿泊棟	3階	リーダー室		
空気調和機 (室外機)			1	台		三菱	MUCZ-G2819	2019			管理・宿泊棟	3階	外部(東棟南側)		
家庭用 (室内機)		研修棟リーダー室系統	1	台		三菱	MSH-203C				研修棟		リーダー室		
空気調和機 (室外機)			1	台		三菱	MUH-203C				研修棟		外部(南側)		
パッケージ型 (室内機)		厨房系統	2	台		三菱(スリムエアコン)	PC-125EK		4.58/5.86	kW(定格)	食堂棟		厨房		
空気調和機 (室外機)			2	台		三菱	PU-125EG				食堂棟		外部(厨房 北・西側)		
パッケージ型 (室内機)		食品庫系統	1	台		三菱	MSZ-GV4018S	2019	40	W	食堂棟		厨房		
空気調和機 (室外機)			1	台		三菱	MUCZ-G4018S	2019			食堂棟		外部(厨房 北・西側)		
パッケージ型 (室内機)		宿泊室	4	台		三菱	PC2-ERMP80K4	2025			管理・宿泊棟	2・3階	2階:イカル・コジュケイ、3階:いて座・こぐま座		
空気調和機 (室外機)	4		台		三菱	PC2-ERMP80K4	2025			管理・宿泊棟	2・3階	2階:イカル・コジュケイ、3階:いて座・こぐま座			
(換気設備)	換気扇	換気扇	5	台	窓枠設置						管理・宿泊棟	2階	各宿泊室	リーダー室を除く	
	換気扇	換気扇	5	台	窓枠設置						管理・宿泊棟	3階	各宿泊室	リーダー室を除く	
	換気扇	換気扇	2	台	窓枠設置						管理・宿泊棟	1階	医務室・談話室	各1台	
	換気扇	換気扇	1	台	天井取付						管理・宿泊棟	1階	宿直室		
	換気扇	換気扇	6	台	天井取付						管理・宿泊棟	1-3階	男女WC	各WC1台ずつ	
	換気扇	換気扇	4	台	窓枠設置						管理・宿泊棟	1階	男女浴室	各2台	
	換気扇	換気扇	1	台	窓枠設置						管理・宿泊棟	1階	事務室		
	換気扇	換気扇	1	台	天井取付						管理・宿泊棟	1階	事務室		

種別	設備名	名称	数量	仕様	メーカー	型式	製造	能力	設置場所			備品番号 (富士市登録)	備考	
									(単位)	施設	階			
空気調和設備 (換気設備) 送風機	換気扇	換気扇	2	台	壁面取付				(単位)	管理・宿泊棟	1階	ボイラー室		
	換気扇	換気扇	1	台	天井取付					研修棟		リーダー室キッチン		
	換気扇	換気扇	7	台	壁面取付					食堂棟		厨房		
	換気扇	換気扇	1	台	天井取付					食堂棟		職員用WC		
	換気扇	換気扇	1	台	天井取付					食堂棟		食品庫		
	換気扇	換気扇	2	台	天井取付					食堂棟		食堂男女WC		各WC1台ずつ
	扇風機	扇風機	16	台	天井取付・首振り					管理・宿泊棟	2・3階	各宿泊室		(1)・(5)各4台
	扇風機	扇風機	12	台	天井取付・首振り					管理・宿泊棟	2・3階	各宿泊室		(2)・(4)各2台
給水衛生設備	貯水槽	飲料用貯水槽	1	台		佐山製作所(株)	ダイセツNDS型	30	t	屋外		管理・宿泊棟 北側		管理・宿泊棟 北側
	揚水ポンプ	飲料用水揚水ポンプ	2	台		TERAL	SX404-52.2	180	ℓ/min	ポンプ室		室内		
	揚水ポンプ制御盤	飲料用水揚水ポンプ制御盤	1	台		東工電気(株)				ポンプ室		室内		
	滅菌装置	滅菌剤注入装置	1	台		OYALOX	CHEMICA FEEDER			滅菌室		室内		
	薬剤タンク	滅菌剤(次亜塩素酸Na)タンク	1	台		OYALOX	Y-100B	100	ℓ	滅菌室		室内		
	高架水槽	飲料用貯水槽	1	台		三菱樹脂	ヒシタンクGSH型	2002年	6	t	管理・宿泊棟	屋上	階段室上部	
消防用水設備	貯水槽	消防用貯水槽	1	台		佐山製作所(株)	ダイセツFDS型	9	t	屋外		管理・宿泊棟 北側		管理・宿泊棟 北側
	揚水ポンプ	消防用水揚水ポンプ	1	台		TERAL	SFX503-53.7	440～300	ℓ/min	ポンプ室		室内		
	揚水ポンプ制御盤	消防用水揚水ポンプ制御盤	1	台		TERAL	BNL-2A			ポンプ室		室内		
	高架水槽	消火用補給水槽	1	台				200	ℓ	管理・宿泊棟	屋上	階段室上部		
消火設備	屋内消火栓設備	消火栓	3	台						管理・宿泊棟	1-3階	廊下(東非常口脇)		
		消火栓	3	台						管理・宿泊棟	1-3階	廊下(女子WC入口脇)		
		消火栓	1	台						研修棟		廊下		
防煙設備	防排煙制御設備	自動閉鎖装置(防煙シャッター)	3	台		三和シャッター				管理・宿泊棟	1-3階	階段室・廊下境界		
		自動閉鎖装置(防煙シャッター)	1	台		三和シャッター				管理・宿泊棟	1階	階段室・昇降口境界		
燃料庫	ボンベ室	LPガス容器保管庫	1	棟	本館ボイラー・一般用			1,500	kg					
	ボンベ室	LPガス容器保管庫	1	棟	食堂棟用			800	kg					
学習用機器	天体望遠鏡	屈折式天体望遠鏡	1	台	赤道儀 自動追尾	アストロ光学		D=150 f=1,350	mm	管理・宿泊棟	屋上	東棟上部		
	天体望遠鏡	屈折式天体望遠鏡	1	台	上機に附属	アストロ光学		D= 50 f= 700	mm	管理・宿泊棟	屋上	東棟上部		
	天体望遠鏡	屈折式天体望遠鏡	1	台	赤道儀 自動追尾	アストロ光学		D=108 f=1,600	mm	管理・宿泊棟	屋上	東棟上部		
	天体望遠鏡	屈折式天体望遠鏡	1	台	上機に附属	アストロ光学		D= 50 f= 500	mm	管理・宿泊棟	屋上	東棟上部		
	天体望遠鏡ドーム	スライド型ドーム	1	基				L=5,150 W=2,500 H=2,320 /2,200	mm	管理・宿泊棟	屋上	東棟上部		
電気設備	高圧受変電設備	高圧受電盤	1	式						管理・宿泊棟	屋外	北側 キュービクル		
		低圧電灯盤	1	式						管理・宿泊棟	屋外	北側 キュービクル		
		低圧動力盤	1	式						管理・宿泊棟	屋外	北側 キュービクル		
	自動火災報知設備	火災受信盤	1	式		ホーチキ	RPP-ABW			管理・宿泊棟	1階	宿直室		
	LPガス遮断弁	ガスコントローラー	1	台		矢崎工業	YCB-12D			管理・宿泊棟	1階	事務室		
	LPガス遮断弁	ガスコントローラー	1	台		矢崎工業	YCB-12D			研修棟		リーダー室キッチン		
	防犯設備	電動シャッター	2	台		三和シャッター				研修棟		入口渡り廊下		
	非常用放送設備	非常用放送設備	1	式		TOA				管理・宿泊棟	1階	事務室		
	放送設備	一般放送設備	1	式						管理・宿泊棟	1階	事務室		
	屋内照明設備	食堂用照明	6	台	オートリフター内臓 メタル ハライド ランプ		MH250W			食堂棟		食堂		
			21	台	白熱電球6球型 シャンデリア		IL40W×6			食堂棟		食堂		

種別	設 備 名	名 称	数	量	部 位 ・ 仕 様	メ ー カ ー	型 式	製 造 年	能 力	設 置 場 所			備 品 番 号 (富士市登録)	備 考	
				(単位)						施 設	階	所			
電気設備	屋内照明設備	体育館アリーナ用照明	20	台	オートリフター内臓セラミックメタルハライドランプ	Panasonic	YB61026 YBXH61026	2012			体育館		アリーナ		2012年耐震補強工事の際設置
		その他の照明	1	式	蛍光管 他										
	屋外照明設備	水銀灯	1	式							つどいの広場				
		渡り廊下照明	1	式							管理・宿泊棟－食堂棟				
			1	式							食堂棟－体育館				
			2	箇所							渡り廊下 脇				
		遊歩道照明	1	式							つどいの広場南駐車場～体育館東側				
		職員駐車場センサーライト	1	式		東芝	LEDB-20952	2020			管理・宿泊棟北側職員駐車場出入口				
	その他	避雷・接地設備	1	式							管理・宿泊棟				
		電灯設備	1	式											
		非常照明・誘導灯	1	式											
		インターホン設備	1	式		National	VL-228				(管理・宿泊棟)事務室・宿直室・談話室・2Fリーダー室・3Fリーダー室 (研修棟)工作室・リーダー室 (食堂棟)食堂・厨房控室 (体育館)アリーナ・2F更衣室、相互通話				
		インターホン設備	1	式		AIPHONE	AT-216				(管理・宿泊棟)事務室←→(青少年の家)宿泊棟・倉庫1				
		電気時計設備	1	式							管理・宿泊棟				屋外時計
		電気時計設備	1	式							体育館				アリーナ時計
		警報盤(電気・水道)	1	式							管理・宿泊棟 1階			事務室	
		浄化槽警報盤	1	式							管理・宿泊棟 1階			事務室	
		機械警備	1	式		総合警備保障					管理・宿泊棟 1階			事務室	設置場所:操作パネル等
厨房設備	調理器具	回転釜	1	台	ガス焚き	AIHO	KGS-15-A	2011	80	ℓ	食堂棟	1階	厨房		
		回転釜	1	台	ガス焚き	服部工業	GHS-28	2011	55	ℓ	食堂棟	1階	厨房		
		立体炊飯器	2	台	ガス炊き	服部工業	LGH-150	2011	21	kg炊き	食堂棟	1階	厨房		7kg炊き×3段
		ガス炊飯器	1	台	ガス炊き	Rinnai	RR-30S1				食堂棟	1階	厨房		
		魚焼き器	1	台	ガス焚き	AIHO	RG-150	1990			食堂棟	1階	厨房		廃棄
		5口ガステーブル	1	台	ガス焚き	谷口工業	TGT-150A	2011			食堂棟	1階	厨房		
		業務用ガスコンロ	1	台	ガス焚き	谷口工業	TGP-60				食堂棟	1階	厨房		
		二槽式フライヤー	1	台	ガス焚き	谷口工業	NB-TGFL-130W	2011			食堂棟	1階	厨房		
		電動水圧洗米機	1	台		愛豊	EP-22J				食堂棟	1階	厨房		廃棄
		スチームコンベクションオーブン	1	台	ガス	タニコー	TSCO101GBCL				食堂棟	1階	厨房	12065056	
	什器 他	自動食器洗浄機	1	台	(1,833,840円)	タニコー	TDWB-22K(特)	2017	6,600	枚/時	食堂棟	1階	厨房		能力/ブラシ・ポンプ・コンベアー 計
		作業台(大)	6	台							食堂棟	1階	厨房		(L)1,800×(W)900×(H)790
		作業台(キャスター付)	2	台							食堂棟	1階	厨房		(L)750×(W)750×(H)800
		作業台(キャスター付)	1	台							食堂棟	1階	厨房		(L)750×(W)600×(H)810
		作業台(キャスター付)	1	台							食堂棟	1階	厨房		(L)750×(W)500×(H)500
		作業台(キャスター・引出し付)	1	台	不明						食堂棟	1階	厨房		(L)510×(W)510×(H)610
		作業台(フチ・排水口付)	1	台							食堂棟	1階	厨房		(L)1,200×(W)800×(H)800
		洗濯機	洗濯機	1	台		SANYO	ASW-42S6(W)		40	ℓ	食堂棟	1階	厨房	
	冷凍庫	業務用冷凍庫	1	台		パナソニック	SRF-J1583VSA	2013			食堂棟	1階	厨房		
	冷蔵庫	業務用冷蔵庫	1	台		フクシマガリレイ	GRD-154FDX-F	2025			食堂棟	1階	厨房		
	保管器	ライスタンク	1	台		愛豊	RT-201		150	kg	食堂棟	1階	厨房		廃棄
調理器具殺菌保管庫		1	台		谷口工業	TNS-85	2011			食堂棟	1階	厨房			
食器消毒保管機		1	台	(916,920円)	タニコー	NHE-25AS	2017			食堂棟	1階	厨房		(L)2,220×(W)550×(H)1,900	
食堂設備	給湯器	電気給湯器	1	台		日本トミツ	ET-45N4B-BT	2011			食堂棟	1階	食堂		
汚水処理施設	合併浄化槽	管理・宿泊棟、食堂棟 合併浄化槽	1	式	鉄筋コンクリート製	松浦工業		1989	250 50	人槽 m ³ /日	つどいの広場南側駐車場				
	合併浄化槽	体育館 合併浄化槽	1	式	FRP製	北研設備工業	北研浄化槽 SF-42型	1981	42	人槽	つどいの広場南側駐車場				

種別	設 備 名	名 称	数	量	部 位 ・ 仕 様	メ ー カ ー	型 式	製 造	能 力	(単位)	設 置 場 所			備 考
				(単位)							施 設	階	設 置 場 所	
空調設備 (換気装置)	換気扇	ロスナイ換気扇	4	台	天井取付	三菱	VL-12ZJ				宿泊棟		宿泊室(4箇所)	
電気設備	受電設備	電灯線受電盤	1	式							屋外		敷地西側	
	分電設備	分電盤	1	式							宿泊棟	1階	廊下	
	その他	インターホン設備	1	式		AIPHONE	AT-306				(青少年の家)宿泊棟・倉庫1←→		(管理・宿泊棟)事務室	
		機械警備	1	式		総合警備保障					宿泊棟	1階	廊下	設置場所:操作パネル
		屋内照明設備	1	式	蛍光管 他									宿泊棟、倉庫内 他
		屋外照明設備	1	式	蛍光管 他									炊飯棟 他
		冷蔵庫	1	台		三洋電機	SR-11NA				炊飯棟		倉庫2	
			1	台		National	NR-200AF				炊飯棟		倉庫2	
		屋内簡易調理器	1	台	IH クッキング ヒーター	三化工業	SIH-B113A	2007			宿泊棟	1階	廊下	
野外調理施設	かまど	かまど	24	台							炊飯棟			
	調理台	木製テーブル	16	台							炊飯棟			
	椅子	木製ベンチ	27	台	180×40×40						炊飯棟			
	椅子	木製ベンチ小	10	台	90×40×40						炊飯棟			
	椅子	木製ベンチ細	5	台	180×25×35	山の村					炊飯棟			山の村より
	水道流し台		26	箇所							炊飯棟			数量は蛇口の数
汚水処理施設	合併浄化槽	合併浄化槽	1	式	流量調整型嫌気濾床 担体流動生物濾過 循環方式	アムズ	CXA(45)	2007	45 9.00	人槽 m ³ /日	宿泊棟北東屋外			油水分離槽設置

令和7年度 富士市立少年自然の家 及び 青少年の家 利用実績

別紙3-1

少年自然の家利用状況

月	団体数	実人員	延人員	摘 要	
				開所日数	利用率(%)
4月	13	783	968	29	13.35
5月	17	1,274	1,997	27	29.59
6月	14	921	1,693	25	27.09
7月	14	792	1,923	29	26.52
8月	21	1,180	2,472	29	34.10
9月	15	911	1,695	25	27.12
10月	13	673	1,458	28	20.83
11月	15	807	1,518	27	22.49
12月	15	519	985	26	15.15
1月	6	686	895	21	17.05
2月	4	130	130	23	2.26
3月	12	436	755	25	12.08
合計	159	9,112	16,489	314	21.01

青少年の家利用状況

月	団体数	実人員	延人員
4月	7	254	254
5月	10	953	976
6月	12	779	791
7月	8	306	392
8月	18	1,102	1,327
9月	8	651	674
10月	13	767	1,205
11月	12	594	604
12月	10	354	551
1月	3	55	55
2月	3	50	60
3月	9	179	240
合計	113	6,044	7,129

丸火体育館

月	団体数	利用数
4月	9	346
5月	14	919
6月	12	804
7月	8	485
8月	17	1,152
9月	9	586
10月	4	241
11月	13	498
12月	3	192
1月	3	182
2月	3	111
3月	7	423
合計	102	5,939

少年自然の家開所来利用状況

別紙3-2

	小学生	中学生	青少年	一般その他	合計	団体数	開所日数	利用率
昭和49年	496	1,998	2,611	2,792	7,897	24	130	30.37
昭和50年	12,488	6,638	7,644	4,974	31,744	174	303	52.38
昭和51年	11,977	7,388	9,157	4,140	32,662	167	300	54.44
昭和52年	10,872	10,030	7,992	2,308	31,202	132	306	50.98
昭和53年	12,239	7,750	10,593	1,554	32,136	128	301	53.38
昭和54年	14,076	8,843	11,353	3,900	38,172	151	302	63.20
昭和55年	14,726	9,527	11,873	4,353	40,479	142	305	66.36
昭和56年	13,963	8,282	11,869	4,079	38,193	141	305	62.61
昭和57年	14,211	8,875	12,151	3,729	38,966	147	316	61.66
昭和58年	15,000	9,354	12,578	3,771	40,703	143	308	66.08
昭和59年	16,389	9,564	10,537	3,793	40,283	139	300	67.14
昭和60年	17,245	11,605	10,367	2,895	42,112	127	305	69.04
昭和61年	17,020	9,456	11,019	2,600	40,095	116	247	81.16
昭和62年	15,742	9,564	10,540	2,674	38,520	114	292	65.96
昭和63年	14,640	9,346	10,166	2,579	36,731	122	299	61.42
平成元年	12,128	8,430	8,800	2,717	32,075	113	288	55.69
平成2年	14,961	8,090	9,765	6,414	39,230	138	290	54.11
平成3年	11,997	8,883	9,341	6,966	37,187	133	294	50.59
平成4年	11,814	8,294	9,441	5,466	35,015	128	297	47.16
平成5年	11,294	7,332	8,321	3,377	30,324	109	293	41.40
平成6年	10,775	6,325	6,930	4,346	28,376	105	294	38.61
平成7年	11,124	7,593	7,815	2,781	29,313	111	294	39.88
平成8年	10,583	6,725	7,420	1,255	25,983	109	291	35.72
平成9年	9,863	7,766	6,400	3,006	27,035	104	293	36.91
平成10年	9,848	6,552	8,061	2,287	26,748	105	294	36.39
平成11年	8,689	6,604	6,073	2,332	23,698	87	217	43.68
平成12年	8,144	6,074	6,509	1,141	21,868	96	293	29.85
平成13年	8,358	6,068	6,698	2,115	23,239	105	261	35.62
平成14年	8,645	6,137	7,677	1,127	23,586	108	291	32.42
平成15年	7,796	6,150	7,618	2,002	23,566	120	297	31.74
平成16年	8,302	6,892	4,981	3,861	24,036	114	299	32.16
平成17年	8,493	5,449	7,017	1,894	22,853	104	294	31.09
平成18年	7,869	5,841	7,299	3,057	24,066	107	296	32.52
平成19年	7,782	4,754	4,393	1,065	17,994	76	313	23.00
平成20年	8,016	4,952	7,523	1,657	22,148	106	295	30.03
平成21年	8,610	5,206	4,181	1,042	19,039	95	291	26.17
平成22年	9,024	5,136	2,933	2,855	19,948	83	295	27.05
平成23年	8,169	5,364	4,391	2,007	19,931	93	294	27.12
平成24年	8,673	5,254	3,490	2,001	19,418	84	296	26.24
平成25年	8,258	5,750	3,827	2,438	20,273	85	291	27.87
平成26年	7,961	5,059	2,128	1,569	16,717	65	294	22.74
平成27年	8,902	4,945	2,965	1,793	18,605	89	293	25.40
平成28年	7,236	4,434	4,589	2,846	19,105	98	296	25.82
平成29年	7,656	4,558	3,458	5,706	21,378	117	299	28.60
平成30年	7,656	4,611	3,346	5,515	21,128	122	299	28.26
令和元年	7,918	4,164	2,390	6,484	20,956	115	299	28.03
令和2年	2,721	767	1,242	1,477	6,207	92	299	8.30
令和3年	3,230	1,439	1,466	3,145	9,280	128	299	12.41
令和4年	3,939	1,878	2,780	4,839	13,436	161	315	17.06
令和5年	5,026	1,672	2,945	8,352	17,995	165	314	22.92
令和6年	5,002	1,657	7,229	2,791	16,679	155	314	21.25
令和7年	4,878	971	7,729	2,911	16,489	159	314	21.01
合計	512,424	325,996	359,621	166,778	1,364,819	6,051	15,205	35.90

利用率＝延べ人数÷(宿泊定員(250人)×開所日数)×100
 宿泊定員：昭和49年～平成元年 200人／平成2年～250人
 平成28年度から指定管理導入(NPO法人ホールアース自然学校)

関 連 施 設 開 所 来 利 用 状 況

別紙3-3

富士市立少年自然の家

	丸火青少年の家		丸火体育館	
	団体数	延人数	団体数	延人数
昭和45年	56	2,999		
昭和46年	54	3,655		
昭和47年	66	3,198		
昭和48年	75	3,544		
昭和49年	57	2,226		
昭和50年	39	1,279		
昭和51年	72	4,557		
昭和52年	79	5,767		
昭和53年	75	6,752		
昭和54年	52	5,570		
昭和55年	67	6,236		
昭和56年	54	5,126	昭和57年開設	
昭和57年	53	5,611	87	9,165
昭和58年	67	6,241	102	14,331
昭和59年	62	6,131	99	12,386
昭和60年	62	6,441	99	13,331
昭和61年	59	4,411	61	10,306
昭和62年	83	11,837	54	10,540
昭和63年	68	12,091	87	14,019
平成 元年	98	14,704	73	12,681
平成 2年	84	10,270	87	13,279
平成 3年	125	8,872	87	10,572
平成 4年	135	10,107	108	13,013
平成 5年	83	8,753	89	12,955
平成 6年	93	10,415	71	9,193
平成 7年	84	9,379	81	8,321
平成 8年	76	7,208	73	8,498
平成 9年	88	9,982	67	8,084
平成10年	79	8,161	62	8,262
平成11年	88	10,342	61	8,041
平成12年	83	9,385	49	5,967
平成13年	89	9,184	52	6,278
平成14年	95	9,222	46	5,963
平成15年	109	9,311	50	5,946
平成16年	98	9,022	48	7,952
平成17年	101	9,632	43	5,192
平成18年	101	9,881	49	6,536
平成19年	61	5,607	39	5,102
平成20年	66	5,241	68	7,045
平成21年	79	5,815	58	5,904
平成22年	73	6,209	49	5,512
平成23年	89	7,383	48	5,298
平成24年	92	7,530	47	5,943
平成25年	103	10,419	43	5,185
平成26年	92	9,281	40	5,390
平成27年	83	7,809	54	5,312
平成28年	89	8,470	54	5,427
平成29年	100	8,981	77	6,829
平成30年	101	8,452	95	7,373
令和元年	101	8,532	81	6,062
令和2年	79	4,226	90	3,409
令和3年	80	4,020	126	5,196
令和4年	106	5,289	143	6,852
令和5年	120	7,329	111	7,530
令和6年	132	8,719	109	5,855
令和7年	113	7,129	98	5,812
合 計	4,668	413,943	3,215	351,847

富士市立少年自然の家 野外活動事業の概要

I. 目 的

富士市保健休養林丸火自然公園を含む豊かで広大な自然、その中に位置する少年自然の家及び青少年の家とその機能を活かし、次の各項を身に付けた健全な青少年の育成を目指す。

- ・ 自然に対しては、その大切さと向き合い方、付き合い方、楽しみ方
- ・ 集団活動の中では、仲間との協調、守るべき規律、自発的な行動
- ・ 個人では、困難を乗り越えていく強さ、たくましさ

II. 各事業について

1 ししどて学級

(1) 概 要

- ア 富士市立少年自然の家独自スタイルの野外活動講座。
- イ 昭和51年開講、令和7年度で第50回という歴史を持つ。
現在の学級生の親が過去に学級生だったという家族も多い。
また、かつて学級生だった教員もいる。
- ウ 開催期間は、毎年度6月から12月まで。
- エ 開催回数が5回（1泊2日×4回、2泊3日×1回、合計 6泊11日）の連続講座。
開催前には保護者説明会を開催。
- オ 活動単位：年間を通じ、同じ指導員（1名）、同じ班員（8名程度）と過ごす。
- カ 参加料 23,000円（令和7年度）
- キ 募集定員 96名（8名／班×12班、令和8年度）
- ク 各回の日程（令和7年度の例）

回	期 間
1	7月5日(土)～6日(日)〔1泊2日〕
2	9月13日(土)～14日(日)〔1泊2日〕
3	10月11日(土)～13日(月祝)〔2泊3日〕
4	11月8日(土)～9日(日)〔1泊2日〕
5	12月6日(土)～7日(日)〔1泊2日〕

(2) 開催までの準備

ア プログラム、日程の作成

- ・ 前年度のプログラム、事後のアンケート結果等を参考に立案する。
- ・ 特別講師（後述）を要するテーマには、予算措置を含め、かなり先行した準備が必要なため、注意を要する。

イ 指導員（15名）の募集、決定

- ・ 班付け指導員として、通年参加が基本。班単位の学級生に付き添い、いじめや事故等の発生の未然防止、健康管理、活動指導にあたる。
- ・ 候補は、市内小学校教員、青少年育成の活動実績のある市民（一般）等。

- ・基本的に広く一般からの新規募集はしておらず、経験者を中心に指導員の陣容を固めている。

毎年度最終（第5）回開催直後に翌年度の協力を乞い、欠員に新規人材をあてる。

新規人材は、経験者や（主に）学校関係者からの情報により発掘している。

ウ 養護教員または看護師（各回1名）の募集、決定

- ・班付け指導員に対し、回毎の参加が基本。
- ・候補は、市内小中学校の養護教員、理解のある看護師。

エ 特別講師（随時）への依頼、確定

- ・各回のテーマにあった特別講師を招聘。

オ 学級生の募集・決定

- ・対象者は富士市内在住または在学の小学校の4～6年生。
- ・募集手順

市内小学校の協力、特に年度初めの多忙な時期の負担に十分配慮しながら募集を行う。

- ① 年度初めに学校に対し、ししどて学級生募集への協力を依頼する。
- ② 学校向け施設利用者説明会にて募集案内を行うとともに、募集チラシ等を配布する。また、各校に数部の募集案内を配布し、希望する児童が手に取れるよう依頼する。
- ③ 参加希望者は、電話または専用申込フォームにより、各家庭から直接申し込む。
- ④ 募集締切後、定員を超える応募があった場合は抽選を実施し、参加者を決定する。
- ⑤ 参加者が決まり次第、保護者説明会の案内及び各種提出書類（アレルギー調査等を含む）を送付する。
- ⑥ 参加辞退等により欠員が生じた場合は、必要に応じて補欠者の繰上げを行う。

（3）必要機材等

ア 車 両

- ・4人乗り軽貨物車（カーゴ）を少年自然の家の緊急車両として使用する。
主に資機材や物資の搬入・運搬に使用し、参加者の送迎は行わない。
- ・登山活動実施時には、所員及び講師の移動用として10人乗り程度の車両を別途手配する。
活動場所への移動や資機材の運搬、緊急時の対応等に使用する。

イ テント、フォールディングテーブル等の野外活動用品

- ・少年自然の家備品として管理しているものを使用する。
- ・テント等の一部備品については、管理上の理由からししどて学級専用備品として位置付けており、一般利用者への貸出しは行っていない。

（4）外部への依頼、連絡、調整

ア 予約・使用申請等

- ・学級生が宿泊する富士市グリーンキャンプ場を開催期間中使用するため、管理者（令和7年度現在：ホールアース自然学校）へ予約を行う。

- ・登山活動等で必要となる貸切バスを手配する。
- ・希望者向けに少年自然の家と市街地を結ぶ路線バスを案内する。

利用希望の有無については保護者説明会時に確認する。

- ・路線バス運賃は片道320円（令和7年度現在）とし、利用者が各自負担する。
- ・利用人数に応じて、必要に応じ富士急静岡バス(株)と運行について調整を行う。

なお、調整が必要な場合は新年度早期（4月頃まで）に連絡を行う。

イ 講師依頼

・指導員、養護教員または看護師、特別講師（個人）

- ①情報を収集した後、候補者本人と個別に交渉、了解を得る。
- ②所長から候補者の上司（学校にあっては学校長、一般にあっては必要に応じ直属の上司）へ連絡を取り、派遣依頼の旨を伝える。
- ③本人宛講師依頼、上司宛派遣依頼を発送。
（講師のうち、口座情報が把握できていない人には、口座振込申請書も同封）
- ④随時連絡を取り、開催に向けて準備を進める。

・特別講師（団体の場合、登山ガイドや富士自然観察の会 等）

- ①前年度中、日程等が決定次第、計画を伝え、人選を依頼する。
※各団体においては、年間計画を作成するため、早期に連絡を取る。
- ②団体代表宛に講師依頼文書を送付。
（講師のうち、口座情報が把握できていない人には、口座振込申請書も同封）
- ③随時連絡を取り、開催に向けて準備を進める。

ウ 契 約

- ・第1～5回ししどて学級の活動について、外部委託事業者による写真撮影を実施する。
 - ・活動期間中はカメラマン1～2名が学級生に随行し、活動の様子を撮影する。
 - ・撮影した写真は委託事業者のサービスを通じて希望する保護者が購入できる仕組みとする。
 - ・少年自然の家においても事業記録及び広報用として写真・映像を撮影するが、販売は行わない。使用は報告書、ホームページ、SNS、広報資料等への掲載に限る。
 - ・保護者説明会において、学級生の保護者に対し事業説明を行う。必要に応じて駐車場整理等の業務を外部へ委託する。
- ※駐車場整理を担当するスタッフが確保できる場合は、委託を行わない。

2 丸火星座教室

（1） 概 要

ア 標高500mに位置し、天体望遠鏡を保有・管理する施設（少年自然の家）の特性を活かして行う講座。

イ 開催時期は、毎年度天候が比較的安定する1月から2月までの間で1泊2日の宿泊講座。

（令和7年度は令和8年1月24日（土）・25日（日））

※春から秋にかけては天候不安定、湿度が高く霧も発生しやすい（いわゆる“山の天気”）ため、実施は困難

ウ 開催回数は1回

エ 参加料 4,000円（令和7年度）

オ 募集定員 50名（令和7年度）

（2） 開催までの準備

ア プログラム、日程の作成

- ・日時は見える天体（木星等）や月の満ち欠けなどに大きく左右される。
- ・基本的には、まず講義形式の勉強会を行い、その後、屋上で目視及び天体望遠鏡等を利用し

て星空を観察する。

- ・その他、初日・日中は仲間作りと星座早見盤製作（工作）、2日目は星に関連したクイズを含む屋外活動を行う。

イ 講師（7名程度）の募集、決定

- ・候補は、過去にししどて学級指導員や星座教室講師経験者へ依頼する等により講師を決定する。

学校関係からの情報などを基に、新しい人材の発掘も目指したいところ。

ウ 養護教員または看護師（1名）の募集、決定

- ・候補は、市内小中学校の養護教員・養護教員または看護師、理解のある看護師。

エ 受講生の募集・決定

- ・対象者は富士市内在住・在学の小学校の4～6年生。
- ・広報の方法：広報ふじへの掲載、ホームページへの掲載、RADIO-fの協力によるPRなど。
- ・電話または専用申込フォームによる申し込み受付、申し込み多数の場合は抽選。

（3）必要機材等

ア 天体望遠鏡（150mmと108mm）

- ・少年自然の家屋上、スライド式ドーム内に納められている。
コードリールによる給電や自動追尾装置の北軸を北極星に合わせる等の準備、動作の確認等を行っておく。

イ 天体望遠鏡（80mm 他）

- ・少年自然の家3階リネン室に保管、赤道儀式、自動追尾なし、三脚設置、可搬。

ウ 双眼鏡

- ・少年自然の家研修棟工作室に保管。

（4）外部への依頼、連絡、調整

ア 予約・使用申請等

- ・ししどて学級と同様、学級生が少年自然の家への往復に利用する路線バス増発の依頼を富士急静岡バス(株)鷹岡営業所に対し行う。
吉原中央駅から自然の家までの区間に限り、2台増発される。
子どもたちは直接料金ボックスに運賃（令和7年度現在320円）を投入し、切符は使用しない。
※ししどて学級と併せ、遅くとも新年度4月頃には連絡をとる。

イ 講師依頼

- ・講師

ししどて学級（指導員、養護教員または看護師、特別講師（個人））に同じ

3 親子自然のつどい（春）

（1）ねらい

- ア 春の丸火において、家族で自然観察を行い、家庭での話題提供の一助とする。

（2）概 要 ※令和7年度内容

- ア 食べられる植物を採集し、野外で調理（主に天ぷら）をして試食する。
- イ 開催時期は毎年度4月中・下旬頃、日帰り講座。【雨天開催】

(令和7年度は4月13日(日) 9:15～13:30)

ウ 開催回数は1回の単発講座。

エ 参加料(令和7年度)

- ・小学生以上 1,500円/人(昼食代・資料代・保険料込み)
- ・未就学児 1,000円/人(昼食代・資料代・保険料込み)
- ・3歳以下 100円/人(食事なし、保険料のみ)

※参加費は当日受付で集金(現金・クレジット・各種電子マネー可)

オ 募集定員 40名程度(令和7年度。定員を超えた場合は抽選)

(3) 開催までの準備

ア プログラム、日程の作成

・テーマが極めて限られているため、プログラムはほとんど変える必要はないが、前年度のプログラム、事後のアンケート結果等を参考に立案する。

イ 講師

- ・富士自然観察の会に依頼。

ウ 受講生の募集・決定

- ・対象者は富士市内在住・在勤・在学の方及びその家族(個人参加、グループ参加も可)
- ・広報の方法: 広報ふじへの掲載、自然の家のホームページへの掲載
- ・申込フォーム又は電話による申し込み受付。申込多数の場合は抽選。

(令和7年度の申込期間は3月16日(日)～4月1日(火))

(4) 必要機材等

ア 調理器具(天ぷら用かまど等)、フォールディングテーブル等

- ・少年自然の家備品として管理しており、これを使用する。

(5) 外部への依頼、連絡、調整

ア 講師依頼

- ・講師

ししどて学級(特別講師(登山ガイド・富士自然観察の会等))に同じ

春と同じ形に揃え、ねらいと概要を分けました。記号も振り直し、いくつか気づいた点も下に補足します。

4 親子自然のつどい(秋)

(1) ねらい

ア 秋の丸火自然公園を家族で散策し、家庭での話題提供の一助とする。

(2) 概要 ※令和7年度内容

ア 休憩時には自然木(クロモジ)のお茶を楽しみ、参加者には丸火の木で作った手作り木製キーホルダーを配布する。

イ 開催時期は毎年度10月～11月頃、日帰り(半日)講座。

(令和7年度は①10月18日(土)、②11月1日(土)の2回開催。受付開始9:00/9:15～11:30。【小雨開催、荒天中止】 *2回とも同内容)

ウ 開催回数は同内容を2回実施する。

エ 参加料(令和7年度)

- ・小学生以上 1,000円/人(資料代・保険料込み)

・未就学児 800円／人（資料代・保険料込み）

※参加費は当日受付で集金（現金・P a y P a y 可）

オ 募集定員 各回10名（令和7年度。定員を超えた場合は抽選）

（３） 開催までの準備

ア プログラム、日程の作成

・前年度のプログラム、事後のアンケート結果等を参考に立案する。

イ 講 師

・職員（丸火スタッフ）対応につき、講師は不要。

ウ 受講生の募集・決定

・対象者は富士市内在住・在勤・在学の方及びその家族（４歳以上。個人参加、グループ参加も可）

・広報の方法：広報ふじへの掲載、自然の家のホームページへの掲載

・申込フォーム又は電話による申し込み受付。申込多数の場合は抽選。

（令和7年度の申込期間は９月18日（木）～①10月３日（金）、

②10月17日（金）〔10月27日（月）まで延長〕）

（４） 必要機材等

ア フォールディングテーブル（現地での参加受付に使用）、クロモジ茶の用具、
木製キーホルダー（参加者配布分）等

・少年自然の家備品及び材料として管理しており、これを使用する。

（５） 外部への依頼、連絡、調整

特になし（職員引率、施設内駐車場（P 1）使用のため）

５ 親子自然のつどい（冬）

（１） ねらい

ア 冬の丸火自然公園を家族で訪れ、家庭での話題提供の一助とする。

（２） 概 要

ア 公園内（標高約600m～650m）に隠されたワードをグループで集めて文章を完成させる謎解きを通し、冬ならではの丸火の自然に親しむ。火起こしヒモ切り競争でスタートし、野鳥の声を聞きながら仲間で楽しむ。参加者には丸火の木で作った手作り木製キーホルダーを配布する イ 開催時期は毎年度１月から２月の厳冬期、日帰り（半日）講座。

（令和7年度は２月８日（日） 受付開始9:00／9:15～12:00。【小雨開催、荒天中止】）

ウ 開催回数は１回の単発講座。

エ 参加料（令和7年度）

・1,000円／人（資料代・保険料込み）

・３歳以下 100円／人（保険料のみ）

※参加費は当日受付で集金（現金・P a y P a y 可）

オ 募集定員 30名（令和7年度。定員を超えた場合は抽選）

（３） 開催までの準備

ア プログラム、日程の作成

・テーマは冬の丸火の魅力を発信できるテーマを発掘できれば、名称はそのままに、内容を差し替えることも可能である。

- ・星座教室等、他の講座の実施時期により調整。

イ 講 師

- ・職員対応につき、講師は不要。

ウ 受講生の募集・決定

- ・対象者は富士市内在住・在勤・在学の方及びその家族（個人参加、グループ参加も可）
- ・広報の方法：広報ふじへの掲載、自然の家のホームページへの掲載
- ・申込フォーム又は電話による申し込み受付。申込多数の場合は抽選。

（令和7年度の申込期間は1月8日（木）～1月27日（火）〔2月2日（月）まで延長〕）

- ・参加者都合によるキャンセルはキャンセル規定に従いキャンセル料が発生する（4日前まで：なし／3～2日前：30％／前日：50％／当日：100％）。

（４） 必要機材等

ア ラリー用マップ

- ・少年自然の家備品及び材料として管理しており、これを使用する。

（５） 外部への依頼、連絡、調整

特になし

III. 開催に際しての課題

《共通》

- ・参加費の見直し

原材料費や消耗品費等の高騰により、事業運営に係る経費が増加している。事業の質を維持しながら継続的に実施していくためには、適切な参加費の設定について検討する必要がある。

- ・学校との連携

学校との連携は事業の円滑な運営において重要であるが、近年は教職員の多忙化等により協力を得ることが難しくなっている。ししどて学級においても、学校教員の指導員数は減少傾向にあり、今後も事業の意義を伝えながら協力体制の維持に努める必要がある。

1 ししどて学級

- ・安全管理体制の強化

近年は参加者一人ひとりの個性や発達段階に応じた対応が求められており、従来以上にきめ細かな安全管理が必要となっている。指導員の配置についても、1班につき1名を基本とし、複数班を担当する場合は十分な経験を有する指導員を配置するなど、安全で充実した活動を実施するための体制づくりが求められる。

- ・活動環境の変化への対応

近年の気温上昇に伴い、夏季の活動においては参加者の体力面への配慮がこれまで以上に必要となっている。活動内容や実施方法について、熱中症対策を含めた安全管理の観点から継続的な見直しを行う必要がある。（これまで2泊3日で実施していたキャンプは8月から10月に開催時期を変更した）

2 星座教室

- ・事業運営経費の増加

参加者数は安定しており、募集定員を上回る申込みがある一方で、原材料費や消耗品費等の高騰により

事業運営に係る経費は増加傾向にある。事業の質を維持しながら継続的に実施していくため、適切な参加費の設定や運営方法について検討する必要がある。

3 親子自然のつどい（秋・冬）

・秋季及び冬季講座の集客

親子自然のつどいは、春季講座と比較して秋季及び冬季講座の参加申込者数が伸び悩む傾向にある。丸火の秋・冬ならではの自然の魅力を活かしたプログラム内容の検討や広報手法の工夫を行い、事業の認知度向上と参加者の増加を図る必要がある。また、参加条件が富士市内在住・在勤となっているため富士市近辺からも参加も期待できる。

IV. 事業の引き継ぎ者（指定管理者）への期待

富士市立少年自然の家が取り組んできた諸事業（講座）は、自然体験の機会を提供し、市民の目が少しでも自然に向くよう努めてきたものである。

それぞれ、季節ごとの事業にはリピーターも多く、丸火自然公園の中で家族や仲間と共に、積極的に自然とのふれあいを楽しんでいる。

そして、今後、このような機会をさらに多く設け、より多くの市民がより深く自然に触れられるようになることを、指定管理者には期待したい。

以下の3事業5講座については、市民に定着してきているものであり、継続して開催し、さらに発展させてもらえることを切に望む。

なお、野外活動事業に係る経費は、いずれも令和元年度の規模（参加者定員・回数・泊数）程度に指定管理料に盛り込んでいる。

ししどて学級

ししどて学級は昭和51年から始まり、令和7年度現在50回を数えるほどに歴史を重ねてきた。

現在は、かつての学級生だった保護者が自分の子どもたちを参加させる、学級生が現在の指導員として取り組むなど、富士市民に深く根付いた重要な事業といえる。

講座の内容を見ても、5回を同じメンバーで生活すること、様々な課題を班で乗り越えていくことで、集団としての団結は格段に強くなり、学級生の言動ひとつ取っても第1回と最終回とは全く異なる。

今までも富士市立少年自然の家の目玉事業であったが、今後、さらに盛り上げ、富士市の青少年健全育成事業、青少年教育事業を代表するものとされたい。

星座教室

本講座は、小学4年生から参加できる事業で、中には6年生まで3年連続で参加してくれる児童もいる事業である。

テーマ星座への理解もさることながら、彼らは、年を重ねるごとに、経験による自信もあって、活動中下級生の世話をする様子も見られるようになり、こちらも子どもの育成に大きく役立つ事業である。

ししどて学級と共に、富士市立少年自然の家でなければ体験できない、宿泊を伴う団体活動の講座であり、その効果は信ずるに値するものと思われる。

親子自然のつどい（春、秋、冬）

丸火及びその周辺での活動により、参加者には季節を感じてもらい、家庭での話題提供、さらには家族で自然の中へ繰り出すきっかけとなるよう願って開催する初心者向けの講座である。

春は自然観察とてんぷら料理・試食、秋は紅葉が進む越前岳を登山、冬は氷の造形観察と沢登りが現行のテーマである。

さらに、市民の注目を集めるテーマを発掘し、より多くの市民が参加するよう事業の発展に期待をしたい。

その他の事業

指定管理者制度導入の際、「教育施設」の旗を降ろし、単なる公共施設となっている施設が多いが、富士市立少年自然の家においては、社会教育施設の位置付けを変えない。

今後も、富士市大淵の丸火の杜で、自然体験活動、宿泊集団生活を通じた青少年健全育成、人材育成に取り組んでいくこととなる。

屋上に設置された天体望遠鏡を始めとする教材、切り出しナイフ・コンパス等のツール、テントや飯盒等の野外活動用具、旋盤や電動糸のこ等の木工用具、火起こし道具等の体験道具等、少年自然の家では、利用者に過ごし方を提案するためのアイテムを充実させてきており、それなりの資産でもある。

これらの有効活用、丸火の新しい魅力の発掘と発信、そして新しい自主事業の展開を行い、より一層、市民に自然と触れ合える機会を提供していただけるよう期待する。

条例に規定される施設利用料金

(1) 自然の家

区分	市内に拠点を 有する団体		市外に拠点を 有する団体	
	宿泊利用 (1人1泊)	日帰り利用 (1人1日)	宿泊利用 (1人1泊)	日帰り利用 (1人1日)
中学生以下の者 及び その団体の指導者	380円	180円	520円	250円
高校生以上の学生 及び その団体の指導者	760円	380円	1,040円	520円
上記のいずれかの 団体の関係者				
その他の者	1,660円	830円	2,420円	1,210円

備考

- 1 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者をいう。
- 2 中学生以下の者と高校生以上の学生とが構成する団体の指導者の利用料金の額は、当該団体の主たる構成員に係る指導者の利用料金の額を適用する。

〔自然の家条例 別表第1〕

(2) 体育館

区分	市内に拠点をもつる団体			市外に拠点をもつる団体		
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
中学生以下の者の団体	550円	920円	730円	750円	1,270円	1,010円
その他の団体	1,180円	1,980円	1,570円	1,620円	2,720円	2,170円

備考 承認された利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合における当該超過又は繰上げに係る利用料金は、1時間ごとに、当該承認された利用時間区分の利用料金の1時間に相当する額に、その2割に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

〔自然の家条例 別表第2〕

(3) 青少年の家

区分	市内に拠点をもつる団体	市外に拠点をもつる団体
宿泊利用の場合 1部屋につき1泊	3,850円	5,190円
日帰り利用の場合 1部屋につき1日	1,920円	2,590円

〔青少年の家条例 別表〕

富士市立少年自然の家 物品貸し出し・販売料金 一覧表

【参考：現行の物品貸し出し・販売料金】

品 目	料 金	備 考
シーツ等使用料 (クリーニング代)	1セット 330円 単品使用(1枚単位) { シーツ 110円 包 布 140円 枕カバー 80円	寝具汚損・破損時のクリーニング かけ布団 3500円 枕 1000円 敷布団 3500円
クラフト材料代	1セット 100円	市内小学校みどりの学校 においては、1回分は全額減免
炊事用薪代	1束 400円	
キャンプファイヤー用 薪代	1基 3,000円	
オリエンテーリング用 地図代	1枚 300円	学校行事の利用については 2枚で300円
星座早見盤	1枚 100円	
青少年の家セット	1セット 300円	洗剤、ナイロンスポンジ
コピー代	白黒1枚 10円 カラー1枚 20円	
ゴミ処理料	1袋 100円	

富士市自家用電気工作物保安規程

（趣旨）

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、富士市における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、市が管理する電気工作物（別表1の施設による。）及び営繕工事、取得等により、新たに市が財産に属することとなる電気工作物について適用する。

2 みなし設置者を立てた施設は、第3条、第4条及び第7条を適用するものとし、その他の必要な事項については、みなし設置者が別に定める。

（用語の定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 設置者 市長をいう。
- （2） 主任技術者 法第43条第1項の規定に基づき選任された電気主任技術者をいう。
- （3） 代務者 主任技術者の職務を補佐する者をいう。
- （4） 施設管理者 別表1の施設管理者をいう。
- （5） 従事者 電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務に従事する者をいう。
- （6） 連絡責任者 従事者の内、電気工作物の保安について、主任技術者と連絡をする者をいう。
- （7） みなし設置者 設置者に代わり、個々の協定等に基づき、維持・管理の主体である者で、当該電気工作物を技術基準に適合するよう維持する責任を有する者をいう。

（保安管理組織）

第4条 この規程による保安管理業務は、財政部資産経営課で所掌する。

- 2 保安管理における管理体制を施設毎に定めるものとする。
- 3 保安管理における連絡体制を施設毎に定めるものとする。
- 4 資産経営課長は、施設管理者に対し、保安業務に関する資料の提出又は報告、及びその他保安上必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（主任技術者の選任及び解任）

第5条 主任技術者は、法に基づく有資格者のうちから市長が任命する。ただし、電気事業法施行規則第52条第2項に基づく外部委託制度を用いる場合は、受託者より指名されたものを市長が選任する。

2 設置者は、主任技術者が次の各号に該当する場合に解任することができる。

- (1) 退職するとき
- (2) 人事異動、派遣等により解任の必要が生じたとき
- (3) 心身の療養等の理由により、長期職務から離れるとき
- (4) 刑事訴訟により起訴されたとき
- (5) 法令又はこの規程に違反したとき。又は職務を怠り保安の管理上不適当と認められたとき

3 主任技術者は前項に該当しない場合は、その意に反して解任されないものとする。

(代務者の条件)

第6条 主任技術者は不在となることを想定し、あらかじめ代務者を定めるものとする。

2 代務者の必要資格は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）に準ずる。

(設置者の職務)

第7条 設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の業務を統括管理する。

2 設置者は、電気工作物の保安に関する事項については、主任技術者の意見を求め、これを尊重しなければならない。

3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が、電気工作物の保安に関係ある場合、主任技術者と協議の上、作成するものとする。

4 みなし設置者は、保安規程及び官公庁への届出を設置者へ報告しなければならない。

5 みなし設置者は、必要に応じ設置者と連絡を密にとり、電気工作物の保安に努めなければならない。

(主任技術者の職務)

第8条 主任技術者の職務は、次の事項について行うものとする。

- (1) 電気工作物の保安に関すること。
- (2) 電気工作物の工事に関すること。
- (3) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。

(5) 災害対策に関すること。

(6) 点検機材の整備に関すること。

2 主任技術者はこの規程の別に定めがあるものを除くほか、次の権限を有する。

(1) 電気工作物の保安に関し、施設管理者に意見を述べ、又は助言すること。

(2) 電気工作物の保安に従事する者に対し、電気工作物の保安のために必要な指示をすること。

(3) 法令に基づいて主務官庁が行う検査に立ち会うこと。

(4) 法令に基づいて主務官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係する場合、その書類の作成に参画すること。

(代務者の職務)

第9条 代務者は、主任技術者を補佐し、次に定める職務を遂行するものとする。

(1) 担任する電気工作物の工事、維持及び運用に係る保安業務の監督

(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関し保安上必要な場合における主任技術者に対する具体的な措置等についての助言、協力又は意見の具申

(3) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための計画の作成への参画

2 主任技術者に事故があるとき、又は欠けたときは、代務者がその職務を代行するものとする。

(保安業務の委託)

第10条 設置者は、第8条から第9条での業務を電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項、第52条の2及び第53条第3項に規定する電気保安法人又は電気管理技術者にこれを委託できるものとする。

(施設管理者の職務)

第11条 施設管理者は、保安管理の責任者として、この規程の定めるところにより、その管理に属する電気工作物の工事、維持及び運用に関して、主任技術者の指示に従い、保安に必要な措置を講じなければならない。

2 施設管理者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関して、緊急時における連絡すべき事項及び連絡の方法を掲示するとともに施設職員に周知徹底させるものとする。

3 施設管理者は、その施設を所管する所属長へ点検結果を報告しなければならない。ただし、所属長が施設管理者を兼ねる場合は、省略できるものとする。

4 主任技術者の職務遂行のため、便宜を図ること。

（従事者の職務）

第 1 2 条 従事者は、電気主任技術者が電気工作物の保安のために行う指示に従わなければならない。

2 従事者は、主任技術者と協議の上、対象の電気工作物の工事を実行すること。

3 電気工作物の異常を発見した際には、連絡責任者を通じ、主任技術者及び施設管理者へ報告しなければならない。連絡責任者が不在の場合は、代理の者を立て、連絡することができる。

（保安責任の範囲）

第 1 3 条 第 7 条から前条までに掲げる者は、法令及びこの規程に従い、その職務を誠実に遂行すると

ともに、その責任の範囲を明確にしておかなければならない。

（工事の計画）

第 1 4 条 施設管理者は、電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止をいう。）の工事計画を立案するときは、その保安に関しあらかじめ主任技術者の意見を求めなければならない。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ管理責任者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

（工事の実施）

第 1 5 条 主任技術者は、工事完了後これを検査し、その結果を設置者に報告しなければならない。

（保安のための巡視等）

第 1 6 条 主任技術者は、電気工作物の保安のため、巡視、点検及び測定を別表 4 に定める基準により行わなければならない。

2 主任技術者は、工事中の電気工作物の巡視を週 1 回行うものとする。

3 主任技術者は、前項の巡視、点検及び測定に関し、年間実施計画を作成し、設置者の承認をうけて、これを実施しなければならない。

（保安の措置）

第 1 7 条 主任技術者は、前条第 1 項の巡視、点検及び測定の結果、法令等に定める基準に違

反し、又は保安全管理上危険があることが判明した場合は、施設管理者又は工事監督者に対し、当該電気工作物を修繕、改造、移設又は、その使用を一時停止し制限するなどの措置を指示しなければならない。

2 主任技術者は、前項の規定にかかわらず、緊急に措置する必要があると認めたときは、自らその措置を講じ施設管理者に報告しなければならない。

（法定自主検査）

第18条 施設管理者は、法令に基づく使用前自己確認に関して、主任技術者の指導及び監督の下に必要な検査要員を配置し、実施しなければならない。

2 施設管理者又は従事者は、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を5年間保存しなければならない。

（運転又は操作）

第19条 施設管理者は、主任技術者の指導を受け、次の各号について電気工作物の運転及び操作の基準を定めるものとする。

- （1） 平常時及び異常時における電気工作物の運転方法及び操作順序並びに連絡方法
- （2） 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用を停止し若しくは使用制限する等の応急措置並びに報告及び連絡要領
- （3） 電力供給会社との連絡事項

（責任の分界点）

第20条 電気工作物に関する保安上の責任分界点は、設置者が電力供給会社と締結した電気需受契約書中の送電上の責任分界点とする。

（需要設備の構内）

第21条 需要設備の構内は、設置者が別に定める。

（保安）

第22条 施設管理者は次に掲げる記録、資料を作成、保存するとともに、必要に応じて主任技術者に提示するものとする。

- （1） 運転日誌
- （2） 日常巡視点検
- （3） 工事の設計図、仕様書、取扱説明書等

2 主任技術者は、次に掲げる電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安に係る記録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 保修工事記録
- (2) 保修工事報告書
- (3) 巡視点検測定記録
- (4) 電気事故記録

(保安教育及び訓練)

第23条 施設管理者は、従事者に対し、保安に関する必要な教育及び電気事故又は非常災害が発生した場合の措置に備えて適宜必要な指導訓練を主任技術者の参画の基に、計画的に行わなければならない。

(防災対策)

第24条 施設管理者は、非常災害に際してその管理する電気工作物に関する保安を確保するため、主任技術者の指導を受けて、防災体制を整備しておかななければならない。

2 施設管理者又は工事監督者は、非常災害が発生した場合には直ちに主任技術者に連絡し、保安の確保について、指示を受けなければならない。

3 主任技術者は、非常災害発生により電気工作物の保安上、危険と認められるときは、必要な範囲の配置を停止し、又は施設管理者及び工事監督者に対して、その停止を指示できるものとする。

4 非常災害発生時において電力供給会社と連絡が取れない場合には、連絡が取れるまでの間、系統逆系を行わないものとする。

(事故の発生防止)

第25条 施設管理者又は工事監督者は、事故又は異状の発生するおそれがある場合は、直ちに主任技術者に連絡し、必要な検査又は指示を受け、その防止の措置を講じなければならない。

(危険の表示)

第26条 施設管理者又は工事監督者は、受電室（所）その他高圧電気工作物が設置されている場所等で、危険のおそれのあるところについて、その旨を表示しなければならない。

(測定器具類の整備)

第27条 主任技術者は、電気工作物の保安上、必要な測定器具を適正に整備及び保管してお

かなければならない。

（委任）

第 28 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、設置者が定める。

（改訂）

第 29 条 この規程を改定する場合は、主任技術者の意見を尊重し、行わなければならない。

（附則）

この規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。